

財団法人江戸川区環境促進事業団の監査報告書を訂正するよう求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第77号

受理年月日 平成24年2月20日

付託年月日 平成24年2月23日

陳情者
.

陳情原文 平成23年5月19日に監査を行った監査報告書にある監査意見(3)には、「理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは、寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。」と報告書の下部に書かれています。

ここで問題となるのは、「寄附行為に違反する重大な事実はない」です。本当でしょうか。

- 1 財団法人江戸川区環境促進事業団寄附行為第2条(事務所)には、「事業団は、事務所を江戸川区中央一丁目4番1号、江戸川区役所内に置く。」と記載しています。
- 2 広報えどがわ平成23年3月20日号の記事に、「財団法人江戸川区環境促進事業団は、江戸川区中央一丁目3番13号中里ビル内に、平成23年3月28日に移転する。」と発表されています。この移転は、今回の監査の対象期間内でありませぬ。又、広報えどがわ平成23年3月20日号に移転するという連絡・掲載依頼するには、平成23年3月20日以前となります。経営企画部広報課区政案内係が広報えどがわの発行担当ですので確認ください。
- 3 事務所移転作業委託契約書(平成23年2月24日に契約した)には、委託者、事務局長と記載があります。作業委託仕様書の内容は次の総則、「江戸川区中央1-3-13(中里ビル2F)への物品の移転作業。契約期間として契約日から平成23年3月29日まで。業務内容として(財)江戸川区環境促進事業団(江戸川区役所北棟1F)にある物品とし、次に指定する場所に運搬するものとする。江戸川区中央1-3-13(中里ビル2F)」とあります。移転作業委託契約書・作業委託仕様書は資料として添付いたします。
- 4 東京都生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係より平成23年7月21日に行政指導をうけて住所変更(環境促進事業団寄附行為第2条(事務所)とある)した時の法務局登記(平成23年8月10日)によると、平成23年4月1日就任理事の登記を平成23年4月26日に、その他2件の登記があります。
- 5 寄附行為第12条2には、「理事長は江戸川区長の職にある者・副理事長は江戸川区副区長の職にある者」(なお、評議員は江戸川区議会議員です。)とあり、第32条(寄附行為の変更)には、「この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を経た上で、東京都知事の認可を受けなければ変更することができない。」とあります。

(裏面に続く)

ここで問題指摘いたします。監査報告書、1 監査の方法の概要の(2)では、「理事会及びその他の会議に出席し理事からの業務の報告を聴取し...。」と報告書には明記されています。上記5 の第3 2 条(寄附行為の変更) より理事会の決議と東京都知事の認可をもって変更できるとなっています。その理事会に監査報告書では、出席していると書いてあります。理事会において同意を求める引越の議案は出ませんでした。そして上記3 の移転委託契約書の、「委託者、事務局長(第1 7 条(3) 事務局長は理事長の命を受けて)。発注日、平成2 3 年2 月2 4 日」の契約から、又、東京都知事の認可も受けず(上記4 の平成2 3 年7 月2 1 日の行政指導でもわかります。) 上記1 の寄附行為第2 条を変更しました。

以上のように寄附行為に反します事実のある第2 条及び第3 2 条について、監査報告書に記載がないので訂正を求め、陳情いたします。